

食費・部屋代の負担軽減 (介護保険負担限度額認定証) の内容が一部変更されます

○負担限度額認定の申請について

交付要件は次のとおりです。

・世帯全員 (世帯を別にする配偶者を含む) が平成28年度市民税非課税

配偶者については、介護保険施設の入所に際して、住所を異動して住民票上の世帯が別になっている場合等であっても課税状況等を勘案します。婚姻届を出していない事実婚の場合や長期間別居している場合も配偶者に含みます。

・預貯金等の資産が単身で1,000万円、配偶者がいる場合は合わせて2,000万円

申請にあたっては、預貯金通帳の写しや有価証券等の資産の状況が確認できる書類の添付が必要となります。

○今回の改正

食費・部屋代の利用者負担段階 (負担限度額) の判定において

新たに非課税年金 (遺族年金・障害年金) が
年金収入額に含まれます。

平成28年
8月から

このため、平成28年8月以降の「負担限度額認定証」の申請にあたっては、新たに非課税年金の受給の有無について記入していただくこととなります。

・平成28年7月まで

利用者負担段階	対象者
第1段階	市民税世帯非課税で、老齢福祉年金を受給されている方など
第2段階	市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など
第3段階	市民税世帯非課税で、第1段階及び第2段階に該当されない方など



・平成28年8月から

利用者負担段階	対象者
第1段階	市民税世帯非課税で、老齢福祉年金を受給されている方など
第2段階	市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額(※)の合計が80万円以下の方など
第3段階	市民税世帯非課税で、第1段階及び第2段階に該当されない方など

※非課税年金とは

日本年金機構又は共済組合等から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も判定の対象となります。